

# 顔・心・体

通巻 64号 令和4年度  
公益社団法人顔と心と体研究会  
会報誌

## 【理事長 内田嘉壽子（かづきれいこ）よりご挨拶】

（第7回顔と心と体セミナーでの講演にて）

皆様、お元気ですか。

私は最近、遠方から来られた15歳の女の子にメイクをしました。彼女は、あざのある女性がかづきイエローを使って自身でカバーメイクをしている様子をSNSで配信しているのを見て、東京サロンに来られました。

彼女のお悩みは、顔にどんどんシミが出て、徐々に広がるというものです。お母さんと一緒でしたが、精一杯の頑張りからでしょうか、額のあたりにいくつもピアスをつけていたり、口に牙の入れ歯を入れていたりして、最初は少し驚きました。

シミというのは、薄いカフエ・オ・レ斑で、ひよっとすると難しい病気の一つかもしれないと思いましたが、病院に行くように勧めて、また病院の紹介もしました。

シミについて悩みを聞き、メイクをしました。シミは全部目立たないように自然にカバーできましたし、また「眉毛もこうした方がいいよ」とか、「きつく描くと、あなたの今のイメージに合わないからね」とか言いながら、顔全体を仕上げました。そして、明るい所で鏡を見せると、いきなりワーンと泣き出したんです。もう涙が止まりませんでした。まだまだ15歳の女の子です。シミはどんどん出てくるのに誰にも相談できない、お母さんを心配させたくない、でも病院に行ってお医者さんに相談してもわからない、治るか不安、そんな辛さを一人で胸の中に抱え込んでいたんだと思います。たった一人で悩みぬいて大変だったんだなと感じました。

このコロナの中で、私も散々困ったり悩んだりすることがありますが、彼女の涙を見た瞬間、「ああ、やっぱり私はメイクをするために生かしてもらっているんだ」と実感しました。あまりのうれしさに、泣いている彼女を抱きしめました。「ありがとう。私のメイクを喜んでくれて、本当にありがとう」って。私が生きているのは、こういうメイクをするためなんだと、改めて教えてもらった気がします。喜んでくれた彼女に感謝しています。

彼女はすっかりテンションが変わり、「マスクを外して歩きたい」と言っていました。笑顔になって、すっかり幸せモードに転換しました。私も彼女の笑顔で、その幸せを十分にお裾分けしてもらいました。

（→次ページにつづく）



公益社団法人顔と心と体研究会  
理事長 内田 嘉壽子（かづきれいこ）

\*\*\*\*\*

### \* Contents \*

表紙～P.2	理事長 内田嘉壽子 より （第7回顔と心と体セミナーでの講演）	P.15	第3回メンタルメイクセラピスト®検定3級 試験実施の報告
P.3	社員総会のご案内	P.16	第8回顔と心と体セミナー 告知
P.4～14	第7回顔と心と体セミナー 中里妃沙子先生講演まとめ		

(→表紙からのつづき)

15歳の彼女を見て、30年前に私のところに最初にメイクを訪れた女性のことを思い出しました。Mさんという子ですが、私がカルチャーセンターで一般の方にメイクを教えていた時のことです。彼女は、レッスンの間、ずっと下を向いていました。レッスンが終わり生徒さん達が帰った後、パッと顔を上げて私のところに来ました。そして「先生、私もきれいになれますか」と聞いたのです。顔中に吹き出物ができ、赤い凹凸がいっぱいできていました。脳にカルシウムが溜るといって指定難病の一つだったようです。

すぐにMさんにサロンに来てもらい、メイクの試行錯誤が始まりました。病院も紹介しました。しかし、皮膚の凹凸を手術で血だらけになって取っても、半年もするとまた凹凸が出るのです。彼女はそのうち仕事もやめ、引きこもって私のところへ何度も電話をかけてきて、深夜、長い時間話したりしました。精神科に通い専門医のケアを受けていると聞いて安心していましたが、ある日、彼女のお母さんから電話があり、彼女が飛び降り自殺したことを知らされました。

そのとき、人は外観で死ぬものなのだと思います。多くの人は、「事故や病気で死んでも、外観では死なない」と言います。でもそれは違います。人は外観でも死ぬのです。そして、そのとき亡くなったMさんに誓いました。これから、絶対に外観で人が死ぬようなことをさせないと。彼女のような人達にメイクをしなければならぬんだということに気づきました。私が外観に悩みを抱える人達のためにメイクをやろうと決心したのは、このときです。

それ以来もう30年以上、外観の悩みを解消するためのメイクを追求し続けています。Mさんの命日には、毎年花を贈っています。彼女のお母さんは、「いろいろな病院の先生に相談しましたが、かづき先生が一番考えてくれました」と言ってくれます。私の後ろには常に彼女がいてくれて、メイクをする私を後押ししてくださっているような気がします。年も重ねてまいりましたが、幸いまだ老眼で目が不自由というようなこともありません。こんなことにも、Mさんの力を感じます。

\*\*\*\*\*

最初にお話した15歳の彼女の笑顔が、Mさんのこと、そしてMさんが私をバックアップしてくれていることを私に思い起こさせてくれました。これからも、彼女のような笑顔にたくさん会うため、私はまだまだメイクで頑張ります。

今日このセミナーに参加してくださっている方々も、外観に悩みを抱える方のためのメイクに関わっていらっしゃるものと思います。メイクによって悩みが解決したときのお相手の方の笑顔に出会った瞬間、自分の嫌なことも悩み事もみんな飛んでしまいますよ。私達がお相手の方を癒すのではなく、お相手の方の笑顔が私達を癒してくれるんです。そしてメイクをやった良かったと感じます。これまで、そういう瞬間を何度も何度も経験しました。皆さんもきっとそういう瞬間に出会っているし、これからも出会えると思います。一緒に頑張りましょう。



まだコロナ感染が続いていますが、もうそろそろあけそうな気配もあります。マスクを取る時代も、そう遠くはないかも知れません。マスクを取ったら、大きな口を開けて笑ってください。笑顔が人を癒すんです。だから、マスクの中でも口角を下げないようにしてください。人に対してにこにこ笑顔を見せられるような、いい人生をこれからも歩んでいきましょう。

皆さん、これからも、かづききれいこを応援してください。よろしくお願いします。

第7回顔と心と体セミナーZoom画像より

# 社員総会のご案内

いつも、当法人の事業へのご理解・ご協力を賜りありがとうございます。今年度も下記のとおり、社員総会を開催します。

社員総会では、会員の皆様へ、年度毎の事業活動・決算等についてご報告しております。正会員の方には、恐れ入りますが、同封の「出欠票」(ハガキ)にて、ご出欠ならびに委任についてのお返事を頂戴いたしたくお願いいたします。

なお、社員総会にはできるだけ多くの会員の皆様にご参加いただきたいと考えておりますが、今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、残念ながら、多くの方々が集まった開催は難しい状況です。つきましては、できるだけ「委任状」のご送付にてご参加いただきたく、お願いする次第です。「出欠票」に「欠席」としてご返送いただいた場合に、「出欠票」が「委任状」となります。(「出席」を希望される方は、オンラインでのご参加をお願いいたします。)

- 日時 2022年6月17日(金) 18:15~19:15 (開場: 18:00)
- 会場: REIKO KAZKI 東京本社(新宿区左門町20番地四谷メッセビル5階)  
オンライン: Zoomにて配信

## <会議の目的事項>

### ● 報告事項

令和3年度(令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで)事業報告の内容報告の件

### ● 決議事項

第1号議案 令和3年度(令和3(2021)年4月1日から令和4(2022)年3月31日まで)の計算書類及び財産目録承認の件

第2号議案 理事9名及び監事2名選任の件

## 正会員の皆様へお願い

社員総会の議決権をお持ちの正会員の皆様(2022年6月2日の決算理事会開催時に正会員の方 ※社員総会規則第2条による)に社員総会への出欠確認用の返信ハガキを本会報誌と共にお送りしています。恐れ入りますが出席・欠席にかかわらず6月13日(月)必着にてご返信ください。

ご欠席の場合には返信ハガキが委任状となり議決権数にカウントされますので、ハガキを必ずご返送くださいますよう、よろしくお願いいたします。オンラインでの開催となった場合には、出席希望者に、6月14日(火)頃に参加方法をお知らせいたします。

## 「第7回顔と心と体セミナー」講演内容

3月26日（土）に開催しました「第7回顔と心と体セミナー」での、中里妃沙子先生の講演についてまとめましたので、会員の皆様へ共有いたします。（加茂登志子先生の講演については、次の会報誌に掲載予定です。申し訳ございません。）

また、次回のセミナーは、7月2日（土）に開催します。詳しくは最終ページをご覧ください。

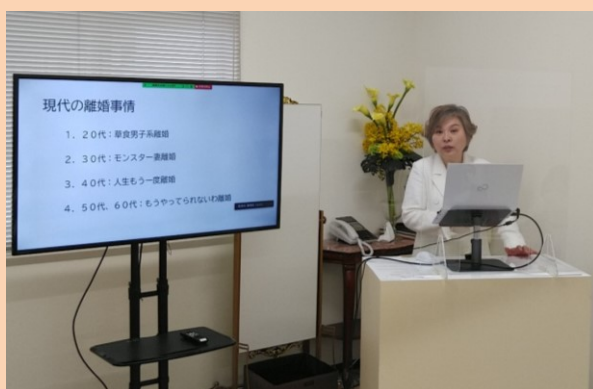
【講演（要約）※】※講演内容を基にした講演記録ですが、スペースの都合上、省略している部分もあり、ここに書かれていることがすべてではないことをご確認ください。

### ●中里 妃沙子 先生（弁護士法人丸の内ソレイユ法律事務所 代表弁護士）

#### 「今さら人に聞けない離婚のイロハ」（最近の離婚事情～コロナ離婚は本当に存在するの？～）

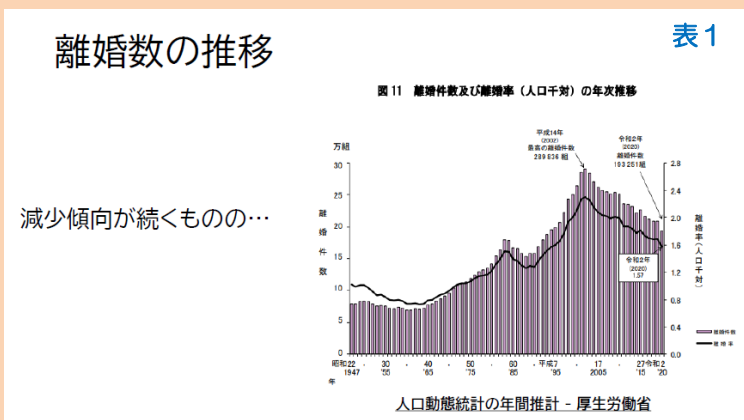
##### 【はじめに】

弁護士の中里と申します。この12～13年、毎日毎日、離婚の相談を受けて、自ら「離婚弁護士」と称して活動しております。離婚は、ご本人にとって辛い経験になりますが、その後、お幸せになっていただきたいという思いで、仕事をしております。この12～13年の間に培った知識と経験をご紹介します。離婚に関して皆様が抱いておられるかもしれない誤解を解きながら、離婚の「イロハ」を説明したいと考えております。



講演タイトルを「最近の離婚事情」として、最近マスコミなどでも言われている「コロナ離婚は本当に存在するの？」ということにも触れたいと思っております。

##### 【1. データでみる離婚事情】



まず最近の離婚の数を見てみましょう（表1）。平成14年に年間約29万件あった離婚件数は、それをピークに減少して、現在は20万件くらいになっています。少子化の影響もあって、結婚の数も減っていますので、離婚数の減少傾向は今後も続くものと思われる。ただ、結婚件数に対する離婚件数の割合は、日本では概ね3割と言われてはいますが、これは結婚・離婚のそれぞれの絶対数の増減にかかわらず、あまり変わっていません。つまり、3人に1人は

離婚するということです。これは、皆さんの周辺を見回したときの実感に比べて、多いと感じるのではないのでしょうか。

離婚に関して弁護士に相談するケースは、この15年で約2.3倍になっています。やはり、インターネットの普及によって、離婚情報も手に入れやすく、弁護士へのアクセスもしやすくなったと言えるでしょう。

##### 【2. 年代別の離婚事情】

現代の離婚事情を年代別に大づかみに捉えてみますと、年代によって、離婚理由がはっきりと分かります（表2 ※次ページ）。

## 現代の離婚事情

1. 20代：草食男子系離婚
2. 30代：モンスター妻離婚
3. 40代：人生もう一度離婚
4. 50代、60代：もうやってられないわ離婚

20代は「草食系男子離婚」。この年代は圧倒的に女性の方が強くて、男性のセックスレスに対して、とても耐えられませんというので、女性の方から離婚を望むことが多いようです。

30代は「モンスター妻離婚」。この年代になると、妻の方が強くて夫が弱いという傾向がますます加速して、夫の方で離婚したいという声が大きくなってきます。20年位前までは、夫が離婚したいというときは、必ずと言っていいほど、妻以外の女性が関わっていたのですが、最近のこの年代の離婚では、女性が介在しなくても、妻が怖くて離婚したいという夫が多いというのが、一つの特徴です。

40代は「人生もう一度離婚」。女性であれば、結婚して専業主婦になっていたところ、子育てが一段落して、今まで我慢していたのを解消して新しい人生を始めたい、あるいはもう一度自己実現を図りたいというような考えに至ることがあります。男性の方は、40代になると一定の地位につき、それなりの収入を得るといふ人が多くなります。がむしゃらに働いてきて、地位と収入を得て、ふと自分の人生を振り返ってみると、自分の人生はこういうものだったのかと考えることがあるようです。そういうときに、例えば、同窓会などで昔好きだった人や付き合いしていた人と会ったりすると、不倫になったりして、「まだ若いうちに（定年までまだ10年20年ある）」「もう一度人生をやり直したい」と考えたりするのです。つまり、女性も男性もこの年代に一度人生の岐路に立つのだと思います。そして、それまでの人生を振り返ってみて、そうして離婚を考えることがあるのだと思います。

50代60代は「もうやってられないわ離婚」。文字どおりの意味です。女性の方からこういう声が出されることが多いです。これまで我慢してきて、やっと夫が定年退職して退職金が入りました。「このときを待ってました」という感じです。

では、70代80代の離婚はないのかと言うと、確かにほとんどありません。私は、この12～13年、年間500件くらいの離婚相談を受けていますが、80代の方の相談は2件だけです。70代はまだいくらか数がありますが、私はこれを全力で止めています。これは、後ほどお話しする財産分与の点からみて、金銭的に別れない方が得だからです。

### 【3. 法的にみた離婚事情】

離婚を少し法的に考えてみましょう。

40代50代の女性の場合、多くのケースでは、夫から突然離婚を切り出されましたというケースが多いです。こういうとき、女性が専業主婦だったりすると、何よりもびっくりします。「どうしよう？」「夫が離婚と言ったら離婚しかないのかしら？」「離婚したら自分の人生はどうなっちゃうんだろう？」と、この段階で弁護士に相談に来られる方が多いです。ネットで離婚の情報や弁護士の情報を検索して相談に来ます。

ここで、皆さんに質問したいのですが、相手から離婚を切り出されたとき、立場が強いのは切り出した側か、切り出された側か、どちらでしょうか？

正解は、切り出された側です。その理由を法的にご説明しましょう。



## 離婚するための要件

① 相手方の同意（民法763条）

OR

② 法律上の離婚原因があるとき（民法770条1項）



民法に離婚をするための要件が定められています（表3）。まず第763条に、離婚には相手方の同意が必要と書かれています。また、第770条第1項には、法律上の離婚原因があるときは離婚できると書いてあります。従って、離婚するためには、このどちらかの要件が満たされればいいわけです。言い換えると、離婚を切り出されたときに、同意すれば離婚になります。また、同意しなくても、法律上の離婚原因があるときは、離婚になってしまいます。

## 法律上の離婚原因とは？

表4

1. 配偶者の不貞
2. 配偶者から悪意で遺棄される
3. 配偶者の生死が3年以上不明のとき
4. 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき
5. その他、婚姻を継続し難い重大な事由のあるとき

このような状況はめったにありません。  
 ということは、簡単には離婚できない！ ということです

それでは、法律上の離婚原因とは何でしょうか？（表4）

まず、配偶者の不貞行為。夫に離婚を切り出されたとき、妻が不貞をしているということですが、これが当てはまるケースはあまり多くありません。

次に、配偶者の遺棄。例えば、夫が働いて、妻が専業主婦で、夫は家に帰ってこないし、生活費も払わないというのが、悪意の遺棄です。夫が離婚を切り出したとき、妻による遺棄があるというようなケースも、めったにありません。

3番目が「配偶者の生死が3年以上不明のとき」。こういうケースも極めて稀です。

4番目が「配偶者が強度の精神病にかかって、回復の見込みがないとき」。例えば、うつ病というのは「強度の精神病」に当たりませんし、単に精神病というだけではなくて、「回復の見込みがない」という条件も付いていますから、こういうこともめったにありません。

最後に「その他、婚姻を継続し難い重大な事由のあるとき」。この5番目の理由は、上の1～4番と同じぐらいの重大な理由でなければならないとされています。しかし、「配偶者の生死が3年以上不明」とか「強度の精神病にかかって、回復の見込みがない」と同じぐらい重大な理由というの、なかなかありません。

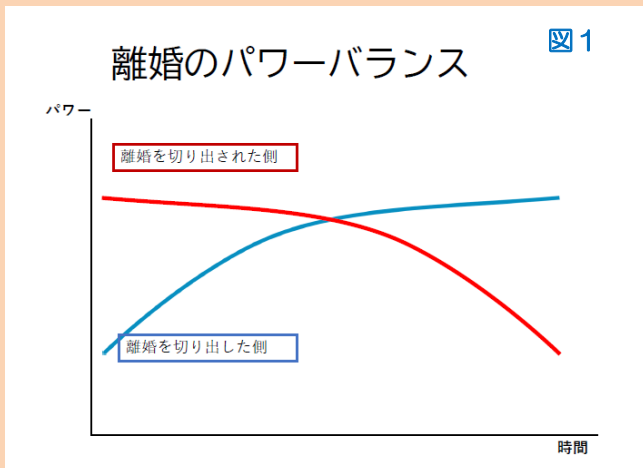
夫から離婚を切り出されて相談に見えられた方は、目の前に座って「離婚を言われたんですが、実は夫はこういう人間で……」というような話から始めるのが一般的です。もし相談に来られた方の側に、上述したような法律上の離婚原因があれば、座って3分も経たないうちに、その話題になります。しかし、そんなことは、ほとんどありません。つまり、法律上の離婚原因を満たすようなことは、世の中にほとんど存在しないのです。そうであれば、簡単に離婚できるような例は、ほとんどないと言ってもいいと思います。

法律上の離婚原因があるときは、いずれは離婚になりますから、じたばたしてもしょうがありません。しかし、そうでなければ、だれが離婚を決めることになるのでしょうか？法律上の離婚原因がめったに世の中にない以上、離婚するには、相手に同意してもらわなければならないのです。そうすると、離婚を決めるのは、離婚を切り出された側ということになります。つまり、キャスティングボートを握るのは、離婚に同意する側＝離婚を切り出された側ということです。

それでは、法律上の離婚原因が世の中に存在せず、相手も絶対に離婚に同意しないときは、離婚できないのでしょうか？それでも、どうしても離婚したいというときは、どうすればいいのでしょうか？

答えは簡単です。別居です。長期間の別居が続くと、裁判所が法律上の離婚原因に格上げしてくれて、離婚ということになります。法律には書かれていなくても、裁判所が判断します。そういう判例が既にたくさん積み上がっているのです。法律上の離婚原因がなければずっと離婚できないと、法律で定められているので、自分の立場は強いはずだと思っていたとしても、別居が長く続くと、裁判所が離婚の判断をするのは避けられないということになります。

#### 【4. 離婚のパワーバランス】



そこで、皆さんに考えていただきたいのが、離婚の「パワーバランス」(図1)です。聞き慣れない言葉だと思いますが、戦争その他、世の中のあらゆる争い事と同様、離婚も相手のいることなので、結局は、相手とのパワーバランスをどう見極めるかということが、上手に離婚するコツだと言えます。

この図では、横軸に時間、縦軸にパワーをおいています。横軸では、左側が離婚を切り出された瞬間で、右に行くに従って、時間が経過していきます。そうすると、離婚を切り出された瞬間は、離婚を切り出された側のパワーの方が、離婚を切り出した側のパワーよりも強いのです。この理由は、先程お話し

したように、相手に離婚原因がないときは、離婚するためには相手の同意が必要になるからです。離婚を切り出された側は、「どうしても離婚したいというのなら、してあげましょう。ただし」例えば「慰謝料と財産分与で合わせて1億円、それに今住んでいるマンションももらえる。こういう条件なら離婚してあげましょう」と言える立場なのです。離婚を切り出された側は、一体今後どうやって暮らしたらいいのだろうかという将来の不安を抱えるわけですが、離婚原因がないのであれば、思うままの条件を相手に突きつけられる時期でもあります。

これが、だんだん時間が経つと、離婚を切り出した側の力が強くなってきます。これはなぜかと言うと、先程ご説明したとおり、別居期間が長くなると、法律に定めた離婚原因がなくても、裁判所が長期の別居を離婚原因として認めてくれるからなのです。「長期」というのは、30~40代でも少なくとも3年、50~60代では少なくとも5年くらいのことになります。それでも、そのくらい待っていれば、先程の例のような1億円+マンション1軒というような条件をのまなくても、離婚できるということなのです。

つまり、離婚というのは、お互いの感情が絡むのでややこしい問題だと思われがちなのですが、実は、離婚を切り出した側からみれば、お金をかけるか、時間をかけるかの2択というシンプルな問題なのです。夫に新しい相手が出て離婚を切り出したような場合、夫が一日も早く新しい女性と再婚したいと考えるなら、お金をかけなければならないし、そうではなく、新しい女性との愛は強固だから5年でも10年でも待てるというのであれば、夫はお金をかけずに時間が経つのを待てばいいということになります。ちょっと落とし穴もあるのですが、大づかみに言うと、こういうことになります。

そこで、離婚を切り出された側が最も有利に離婚できるのはいつかと言えば、ちょっと古いギャグですが、「今でしょ!!」ということになります。経験的に言うと、一日も早く離婚したいという人は、あれもあげる、これもあげると、大盤振る舞いします。ところが、ちょっと時間が経つと、だんだん財布の紐がきつくなってきて、例えば、家を1軒丸ごとあげると言っていたのが、売って半分にしようというように変化したりします。



そこで、私がいつもキメ台詞として言っているのは、「あなたの離婚届を一番高く売れるときに一番高く売りましょう」ということです。これが離婚の極意です。お金と時間という要素を考えて、自分にとって一番有利なのはいつかを考えるというのが重要なのです。

離婚は感情的な側面が強く関係してくるので、こんなふうに割り切った話はなかなかできないのですが、それでもやはり離婚で一番大事なものは、実のところお金です。離婚した後をどう暮らすかという経済的な問題を解決しないで、心の安定はないのです。そうだとすれば、先程お話したように、別居期間が長くなれば離婚は避けられないのですから、どこかで気持ちを整理して、離婚後の自分の生活を考えた方がいいのです。これが離婚問題の本質です。弁護士に相談するときも、つまるところ、お金と時間のバランスをどうとるかということと一緒に考えるというのがいいと思います。

このポイントを押さえておかないと、夫から離婚を切り出されたとき、将来の不安しかなくて、気持ちで負けてしまいます。特に専業主婦のような場合には、夫の考えが家のルールになっていて、夫の考えのとおり生活が進んでいて、そういう生活に慣れきってしまっています。そうすると、夫から離婚を切り出されたときも、夫の言うとおりの離婚は避けられなくて、夫の言うとおりの条件で離婚しなければならないと思ってしまうがちです。夫の言うとおりの、離婚のハンコを押してしまったというようなことにもなりかねません。



そこで、ズルズル行かない、泣き寝入りしないためにも、離婚の戦略が必要なのです。最近では、離婚届に判を押す前に戦略を立てようと考えてくれる弁護士は沢山いますから、是非相談していただければと思います。

### 【5. 離婚戦略の3要素】

離婚の戦略を考えるときに抑えておかなければならないポイントは、次の3つです（表5）。

まず、既にご説明しましたように、離婚には、双方の同意か、法律上の離婚原因か、どちらか一つの条件が満たされなければならないということです。

2つ目は子どものこと、3つ目はお金のことです。

離婚を考えたとき押さえるべき3つの視点

1. 双方の同意 OR 法律上の離婚原因
2. 子どものこと
3. お金のこと



表5

### ① 離婚における子どもの取扱い

#### (1) 親権者の決定



2人の間に未成年の子どもがいる場合、子の親権者を夫か妻かのどちらかに決めないと離婚はできません。よく誤解されるのは、私と夫はもう離婚に同意しているから、離婚は簡単ですが、子どもの親権について争っているんですという相談があることです。しかし、未成年の子どもがいる場合、親権者が決まらなると離婚自体ができないのです。そして、どちらも親権を譲らないということであれば、裁判所に決めてもらうしかありません。

親権を得るためのポイントは、母性優先と継続性の原則です。母性優先とは、妻が主に一人で子育てしていたという場合は、妻が親権者です。子どもは家の跡取りだから自分が親権をとるというような、昔ながらの考え方をする夫がいたりしますが、家事も育児も何

もしていなければ、親権は取れません。少し前までは、母親の方がメインで育児をやっているのが普通でしたから、親権者は圧倒的に母親が多かったと言えます。ところが最近ではちょっと風潮が変わってきて、一人で育児ができない女性も多くて、実は夫が育児も家事も全部やっていたというような



本物の「イクメン」がいたりします。そういう場合には、夫が親権者になる可能性があります。

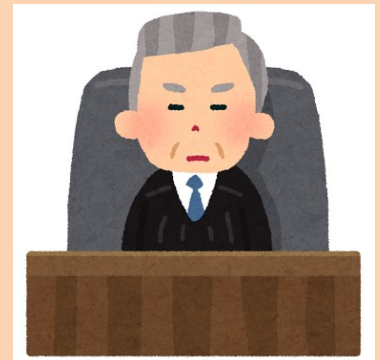
継続性の原則というのは、子どもの環境をできるだけ変えないということです。ですから、育児をやっている方が子どもを連れて別居したというような場合は、その人が親権者になる可能性は極めて高いと言えます。

このあたりの知識はネット上でもかなり流布してよく知られていますので、若い夫婦がぎくしゃくしてきて、お互いに離婚を考えているなどと疑心暗鬼になってくると、例えば、育児をしていなかった夫が親権を取るために突然育児を始めるということもあります。夫婦仲を良くするために改心して育児や家事に協力し始めたというのではなくて、親権を取るためのポイント稼ぎとしてやり始めたというような場合には、内心は離婚を考えている可能性もありますので、注意が必要です。

## (2) 養育費の決定

子どものことに関する2つ目のポイントは、離婚後の養育費を定めるということです。これは、裁判所が養育費算定表という基準を公表しています。子どもの数・年齢区分を定めて、条件ごとに一覧表にして金額を記載しています。養育費を支払う側の年収額によって、養育費の金額が定められています。従って、夫の年収がわかれば、自分が離婚したときにいくらもらえるかがわかります。十数年前は、この算定表はあまり知られておらず、弁護士に相談に来て初めて知るような人が多かったのですが、今はかなり事情が違います。相談に来る人の8割はこの算定表の存在を知っていて、従って離婚したら自分がいくらもらえるか知ったうえで相談に来る人が多いです。

養育費について注意が必要なのは、将来金額が変わる可能性があることです。離婚の相手方の年収が増えれば増額請求もできますが、年収が減ったとか、再婚して子どもができたというような場合には、減額請求が可能です。双方の客観的な事情の変化によって、金額が変わるということに注意する必要があります。従って、いつまでも別れた夫の側からお金がもらえるという考えは持たない方がいいです。これは結婚していても同じなのです。夫の会社が倒産したとか、病気になったとかで収入が減るのと同様に、離婚後も夫の収入の変化で養育費も変わります。そうなってみて初めて専業主婦は危うい存在だということに気付く人もいます。結婚したときには専業主婦になることが勝ち組のように思う人は多いのですが、離婚や、離婚しなくても子どもが手を離れたから仕事を始めたいと思っても、結婚前に稼いでいたレベルの給料をもらうのは、残念ながら、今の日本の現実では、容易なことではありません。新卒初任給より低いかもしれないというようなことが十分あり得ます。おかしいじゃないかという気持ちがないことはないのですが、それが現実です。だから、なるべく仕事は辞めない方がいいと言えます。離婚後も養育費にだけ頼るというようなことは、非常に危ない状態です。



## (3) 面会交流

次は面会交流です。これも今非常にホットな話題です。日本の制度では、親権は夫か妻のどちらかが取ることになっていて、これを単独親権と言います。親権者でない親が子どもに会う権利が、面会交流です。いかにイクメンが増えたとはいっても、やはりまだ日本の現実では、母親が親権を取ることが多いです。女性の側からすると、別れた夫に子どもを会わせたくないというのが、普通の心理状態です。しかし、元夫が憎いというのと、子どもが父親と健全な交流するのは別の問題です。このことを理屈ではわかっている、素直にそれができる人は少ないのが現実です。しかし、今は男性も権利意識が強

なっていますので、面会交流を望む男親は多くなっています。やはり、養育費を払っているだけで、子どもに会えないという、男性の方の不満は非常に強いです。逆に、円滑な面会交流があれば、養育費の支払いがスムーズになるということもあるので、子どものためにも、面会交流が円滑にできるというのは大事なポイントです。



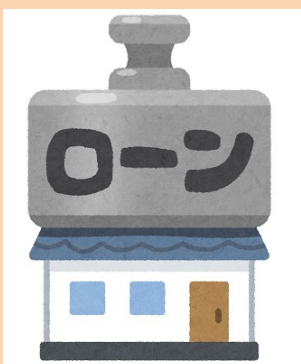
## ② 離婚におけるお金の問題

### (1) 財産分与

離婚において最も重要なポイントと言ってもいいのが、財産分与です。これは、結婚後に形成された財産は、離婚に際して、夫と妻で折半するということです。男性側から見ると、あり得ない制度と思うかもしれません。全部自分で稼いだものだから全部自分のものだと思っていたら、半分になってしまう。しかし、離婚後に妻には何の財産もないという状態を避けるために、財産分与という制度は必要です。

注意しなければならないのは、結婚後に形成された夫婦の財産を折半にするということです。従って、結婚前から持っていたもの、結婚後であっても親からもらったものなどは除外されます。

ここに落とし穴があります。若い女性の間では、お金持ちのお坊ちゃんなんていうのが人気があります。父親が会社経営者のお金持ちで、そのお坊ちゃんと結婚して、専業主婦になって、高級タワマンに住んでなんていうのが、いわゆる「玉の輿」と考えられたりしています。そんなお坊ちゃんと結婚して、子どもを産んで育てて、ずっと一緒に暮らしましたということになれば、彼の両親が死んで、彼が先に死ねば、遺産は全部自分のものということで、「めでたしめでたし」ですが、離婚するとなれば事情は一変します。お坊ちゃんだけに金遣いは荒く、働きもなくて、実は親の財産はたくさんあるが、本人は何も持っていないというようなことになれば、財産分与しようにも、財産がないということにもなりかねません。住んでいる高級タワマンも親のものというようなことになれば、昨日まではお金持ちの「セレブ妻」だったのに、いざ離婚するとなると、2人の共有財産は何もないというような話です。結婚したときと離婚するときで、予想もしなかったくらい事情が違っているということが、この財産分与に絡んで、よくあります。



財産分与でもう一点注意すべきことは、プラスの財産があるときだけ、財産分与がなされるということです。今は大分事情が変わっていますが、かつてバブルがはじけたときなどは、オーバーローンという問題が起きました。2億円で買った家の価値が5,000万円まで落ちて、ローンがまだ1億円残っているというようなケースです。こういうケースでは、家を売ってもまだ借金が残っていますから、財産分与はできません。この場合、銀行ローンを夫だけの名義で契約しているような場合には、夫だけに返済義務があって、妻には返済義務はありません。この点を誤解している男性がいたりしますが、離婚した場合、夫名義の借金などが妻の方に来ることはありません。

最近では、妻の方が夫より年収も多く、貯金もあって、財産分与によって妻が払わなければならないというケースもあります。男女平等教育というのがしっかり浸透しているはずなのに、女性の側からすると「半分取られるんですか」と、予想もしていなかったという反応をされる方がほとんどです。

例えば、公務員同士の結婚の場合、妻の方が真面目で稼いでいて、夫の方はのんびり仕事をして、趣味にお金をかけていて、夫の金遣いが荒いので、妻が家族のためにしっかり貯金しているというようなケースがあります。そういう方が離婚するとき、妻の貯金の半分は夫に渡すこととなります。女性の反応は「まさか」ということとなりますが、法律を適用すればそうなります。こういう場合のアドバイスは、あまり徹底的に争わないで話し合いで解決するということです。話し合いで決まるのであれば、法律のとおりにする必要はないというのが原則です。協議して2対1で分けるとか、3対1で分けるとかの合意をすればいいのです。争って裁判所が判断するようなことになれば、法律どおり折半ということになりますから、かえって不利になります。

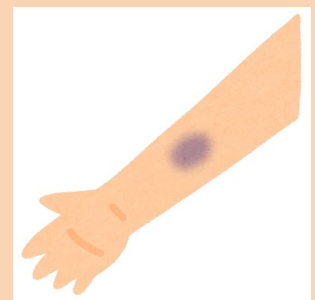
## (2) 慰謝料

夫婦間でも、相手に不貞があったとか、DVを受けたというような場合は、慰謝料が発生します。慰謝料は、証拠があって初めて取れるということ覚えておいてください。例えば、暴力を受けたというような場合でも、裁判では、診断書とかあざの写真などの証拠で証明されなければ、暴力があったとは認められません。逆に言えば、慰謝料を取りたいと思ったら、ちゃんと証拠を集めることです。

証拠という点では、いわゆるモラハラ＝言葉の暴力というのは、証拠がとりにくいので、慰謝料を取れることも稀です。モラハラの言葉は、録音の準備ができているときに発せられるというものではないですから、証拠がとりにくいのです。ただ、最近、東京家裁で認められた例がありました。長年にわたって夫との会話を録音していたとか、克明にメモを残していたというもので、その録音やメモがそれぞれその当時に録られたもの、書かれたものと認められて、証拠として採用されたようです。いずれにせよ、レアケースではあります。

慰謝料に関してもう一つ大事なことは、日本の裁判所で認められる慰謝料の相場は、非常に低いということです。不貞のケースは、年代によって金額が違いますが、20代30代では100万～150万円、60代で長年連れ添った後でもせいぜい300万円です。弁護士のところに相談に来て「口惜しいから慰謝料を取れるだけ取りたい」という方は多いのですが、ここで頑張ってもそれほどのお金は取れません。

頑張るのは、財産分与の方です。特に首都圏では不動産の価値が高いため、例えば1億円の家でローンを払い終っているというようなことがあれば、5,000万円取れます。40代後半以降の離婚では、将来の退職金も財産分与の対象になります。財形、株式、預貯金など、金融資産はすべて対象になります。従って、相手方がどんな財産を持っているかを調べておくことも必要です。



## (3) 年金分割



この制度が導入されるまでは、扶養家族として年金加入していた妻は、離婚すると高齢になっても年金がもらえないという著しく不利な立場にありました。十数年前にこの制度が導入されて、妻の立場は大きく改善されました。これは、婚姻期間中の払込保険料を夫婦で均等に分割するという制度です。分割された払込保険料を基にして年金額が決まり、60歳とか65歳の年金支給開始年齢になると、年金がもらえるというものです。

これは、それなりにインパクトがあります。専業主婦でほとんど働いていない女性の場合、国民年金の基礎部分は月額で5万円強ですが、60歳ぐらいで離婚すると月額10万くらいまで上がります。

その分、夫の年金額は下がりますが、国の制度ですから、夫が分割したくないと言っても分割されますので、ぜひ利用するのが良いと思います。ただ、分割割合は、50%を上限にして合意で決められますので、7対3とか6対4とかにすることも可能です。

#### (4) 婚姻費用分担請求



お金の問題の最後のポイントで、これも大変重要です。これは、別居時の生活費の請求です。離婚は相手の同意がなければできないし、離婚原因がないときは別居しなければならないということで、いずれにしろ時間がかかります。その別居中の生活費はどうするのかという問題です。

これには、先程お話しした養育費と同様、婚姻費用算定表というのがあります。双方の年収をベースに、子どもの数や年齢を条件として、月当たりいくらという金額が決められます。別居した場合、年収の低い方に対して払われます。これは、請求しないと払われませんから、別居したらすぐに裁判所に婚姻費用分担請求の調停を起さなければなりません。調停に時間がかかっても、請求時にさかのぼって支払われますが、請求

しなかった分は払われませんので、別居開始のその月に調停の申立てをすべきです。

この婚姻費用の支払があるのとないのでは大きな違いがあります。夫から離婚を切り出されて、今すぐ離婚したらこれだけ払うという条件で、そうでなければこの条件はないよと言われたとき、別居中の生活の保障がないと、すぐに飛びついてしまう傾向があるのです。別居中の生活が経済的にある程度支えられていると、夫の出した条件が本当に有利なものかどうか冷静に考えることができます。そういう点で、この婚姻費用分担請求は非常に重要です。そして、時間をかけて、離婚後の経済生活をどういふうにして行くかという計画をきちんと立てる。このことが離婚において大事なことなのです。

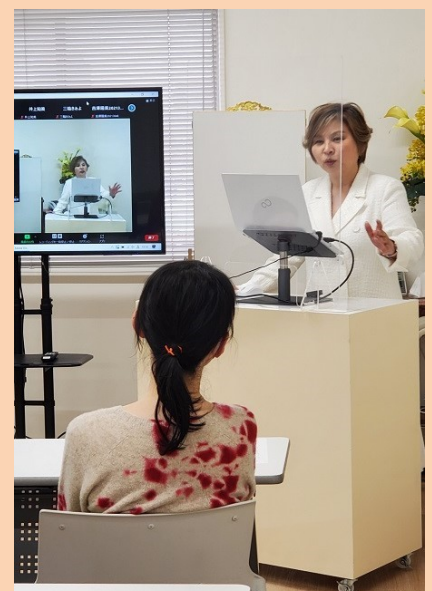
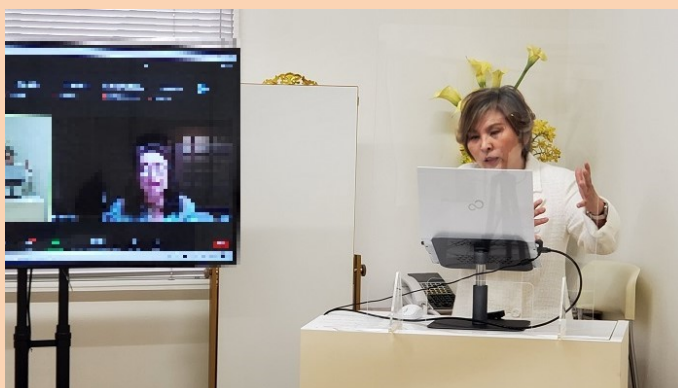
#### 【おわりに】

最後に、コロナ離婚は本当に増えたかというポイントです。答えは、増えていません。

コロナが流行って、一時、人が外に出なくなると離婚相談は減りました。しかし、その後は元のとおり相談があります。そういう人達は、コロナと関係なく、それ以前から離婚したいと考えていた人達だと思います。

コロナが流行って、テレワークになって、四六時中顔を合わせるようになって、初めて嫌になって離婚しようとする人達は、むしろこれから相談に来るように思います。そろそろコロナも収まりそうですが、コロナ離婚は、コロナが終わってから増えるのではないかというのが、私の見立てです。

ご清聴ありがとうございました。



## 【質疑応答】

【質問1】 50代60代は「もうやってられないわ離婚」ということなのですが、具体的にどのようなケースがあるのでしょうか？

【中里先生】 やはり女性からの離婚請求が多いです。家事も育児も家庭のことは何もかも全部一人でやってきて、これからゆっくり過ごしたいので、もう「夫は邪魔です」というような感じです。こういうケースでは、夫にとって離婚は大変な受難のようです。夫の方は、妻が我慢に我慢を重ねてきたというのを何も知らないまま生きてきて、いきなり離婚と言われて、財産も年金も半分持っていかれるというので、この年代の離婚の場合、夫の抵抗は大変激しいです。妻の方は喜んで離婚していきますので、なんか夫の方がかわいそうになることもあります。



【質問2】 そうすると、「もうやってられないわ離婚」というのは、簡単ではない、なかなか難しいということになるのでしょうか？

【中里先生】 別居期間が長ければ離婚になりますので、何年かすれば離婚できます。

【質問3】 その場合、自分が出て行かなければならないんですよね？

【中里先生】 そのとおりです。自分で家を出て、婚姻費用を請求するんです。50～60代だと、子どももう大きくなっているんで、夫を置いて出て行って、別居して離婚というのが、一つの方法です。

【質問4】 離婚について、精神的にドロドロするよりは、サバサバとお金で解決する方がずっと健康的なんだというお話を伺って、妙に安心しました。

【中里先生】 おっしゃるとおりですが、今日私がお話したことは、大分デフォルメしているところがありまして、実際のご相談では、ドロドロしたお話も随分時間をかけてお聞きします。そういう感情をいったん全部吐き出していただかないと、実はお金の方が重要だということへ意識が向かないのです。ですから、実際クライアントとお話するときは、法律の話になるまでは、かなり時間がかかることが多いです。

【質問5】 具体的に、夫が家を持っていてもまだ住むつもりでいるときには、財産分与のときに、夫は家の価格の半分の現金を用意しなければならないことになりませんが、実際はどうなんでしょうか？

【中里先生】 おっしゃるとおりで、これはかなり大きな決断が要ることになります。夫が家に住み続けたいというときは、何とか現金を調達するしかありません。妻の方は、家を出て一人でこぎれいなところに住むから、お金が欲しいという立場です。そういうときは、結局、家を売るしかないでしょう。それでも、現金を調達できる人もいますので、ひょっとすると私達が発見できなかった隠し財産があったりするのかもしれませんが。

逆に妻の方が家に固執するというケースもあります。やはりマイホームに愛着があるのだと思います。しかし、子どもさん達も独立して、夫もいなくなって、そうすると例えば4DKの一戸建ては面積的に必要ないし、維持にもお金がかかります。そこで、家を売って、早めに有料老人ホームのようなところへ行くか、あるいは一人向けのこぎれいな家を買うとか、老後に向けた生き方を考えましょうとアドバイスすることが多いです。

## ＜セミナー参加者からの感想（抜粋）＞

### ～中里妃沙子先生 講演～

- 離婚の予定がなくても聞いておいてよかったと思えるお話でした。  
時間とパワーの関係図の部分は大いに納得しました。また「お金の安定なくして心の安定はない」という先生の言葉が印象に残りました。
- パワフルで明るい先生のお話しぶりに前向きな力をもらえるような気がしました。  
まだまだ女性の立場が弱いこの国で、一縷の光となってくださっているのだと思います。
- 中里先生の「離婚を考えたとき、押さえるべき3つのこと。」特にお金のこと、慰謝料が思ったより少なく、驚きました。年金分割等、ためになりました。
- お話しの展開が楽しく、あっという間の時間でした。大変分かりやすい説明で、知識をたくさん得ることができました。別のパターンのお話も伺いたいと思いました。
- 離婚も戦略的にやらないといけないのだと学びました。「離婚」という内容でしたが楽しく伺えました。
- 目を背けたくなってしまう、でも誰にでも起こりうる人生のトラブルに対する法的な視点からの対処に関して、大変興味を持ちました。積極的に学びたいと思います。  
本日は貴重なお話をありがとうございました。
- 中里先生に相談することで、「離婚」で弱気になっていた女性たちが多数力づけられたことだろうと想像しました。
- 中里先生の実践的なお話は大変勉強になりました。人生で知っておくべきことだと思いました。友人や親戚などから悩みを聞くことがあるので、参考にさせていただきます。
- 離婚を生かすも殺すも自分次第。中里先生のように、人と人生を見て考えてくださる先生も少ないように感じます。依頼人の方に寄り添いながら力を尽くしてくださることに感謝を感じました。
- 暗くなりがちな「離婚」のあれこれを楽しく(?) お話していただき、かつ明快で解りやすかったです。個人的に気になる部分も改めて整理することができました。

今年度も引き続き、「顔と心と体」をテーマとして、化粧や医療などを含む多方面の分野の専門家を招き、幅広く外観やメイクについて考える機会を提供する、会場およびオンラインを併用した小規模のセミナー「顔と心と体セミナー」を、約3か月に1度のペースで開催して参ります。皆様のご参加をお待ちしております。

「こんなテーマを聞いてみたい」、「〇〇先生のお話を聞いてみたい」などございましたら、事務局までぜひご意見をお寄せください。

**【お願い】講演録の内容等について、SNSなどへの無断引用・無断転載はご遠慮ください。**

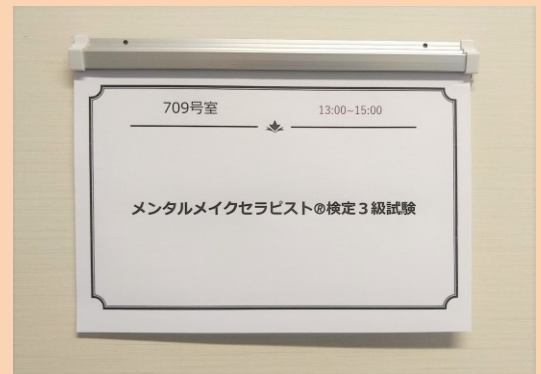
# メンタルメイクセラピスト® 検定

第3回メンタルメイクセラピスト®検定3級試験を、5月14日（土）に大阪にて実施し、今回は4名の方が受験されました。

結果については、次号会報誌（2022年8月発行予定）に掲載いたします。

## ●当日のスケジュール

- 12時50分 受付開始（受付後写真撮影）
- 13時30分～13時37分 筆記試験の注意事項説明
- 13時37分～14時37分 筆記試験（60分）
- 14時37分～15時05分 移動・休憩・準備
- 15時05分～15時55分 前半の実技試験（50分）
- 15時55分～16時00分 メイク後の写真撮影（5分）
- 16時00分～16時07分 休憩・準備
- 16時07分～16時57分 後半の実技試験（50分）
- 16時57分～17時07分 メイク後の写真撮影（10分）
- 17時07分～17時17分 メイク後の質問票記入（10分）
- 17時17分 試験終了



## ●会場 <受付・実技試験会場>

REIKO KAZKI 大阪サロン

大阪府大阪市北区曽根崎新地 1-4-10 銀泉桜橋ビル 6F

<筆記試験会場>

アットビジネスセンター大阪梅田西梅田 MID ビル 7F 709 号室

大阪府大阪市北区曽根崎新地 2-2-16

## ●応募状況

- ・ 応募総数：4
- ・ 受験者数：4
- ・ 受験者の男女比：男性 0 女性：4
- ・ 受験者の平均年齢：53 歳
- ・ 受験者の職業 医療系、教育関係、等



※次回の3級試験は、2022年11月に東京にて実施予定です。決まり次第、検定ホームページや、メールなどでお知らせいたします。

## 第8回「顔と心と体セミナー」参加者募集

「顔と心と体」をテーマとして、化粧や医療などを含む多方面の分野の専門家をお招きして幅広く外観やメイクについて考える機会を提供する、会場およびオンライン併用のセミナーです。

2022年7月2日(土) 13:00~15:45

古市佳央先生

富田洋平先生

「どんな人でも幸せになれる」

「コロナ後の日本経済(仮)」



日時 : 2022年7月2日(土) 13:00~15:45 (12:30より受付)

会場 : 四谷・新宿付近(予定)

定員 : 会場 5名 / オンライン 40名

参加費 : 一般 : 3,500円 / 当法人正会員 : 3,000円 / 学生 : 無料

スケジュール : 12:30~13:00 開場・受付

13:00~14:10 古市 佳央 先生 「どんな人でも幸せになれる」

14:10~14:15 休憩

14:15~15:25 富田 洋平 先生 「コロナ後の日本経済(仮)」

15:25~15:45 理事長 かづきれいこ より挨拶

申込締切 : 6月24日(金)

問合せ・申込 : メール、FAXまたはホームページよりお申込み下さい。

### 講師プロフィール(敬称略)

古市 佳央(ふるいち よしお)

オープンハートの会 会長/一般社団法人きらきら 代表理事

高校一年の春、バイク事故で重度熱傷41%という生死をさまよう大やけどを負うが、奇跡的に命を取り留める。しかし、顔や手に大きな損傷が残り、33回に及ぶ皮膚移植手術や手や顔の再建手術を重ねる。3年間に渡る治療やリハビリの中で、多くの入院患者とのふれあいを経験し、再び生きる希望を取り戻していく。その後、リハビリメイクを通じてかづきれいこと出会い、講演を薦められ活動を開始。現在は、自己の体験を通じて得た命の大切さや本当の幸せとは何かを伝えるため、全国での講演活動や歌でのライブを積極的に行っている。

富田 洋平(とみた ようへい)

プルデンシャル生命保険株式会社 東京中央支社 エグゼクティブ・ライフプランナー/日本FP協会会員(CFP)

野村不動産(株)財務部を経て2004年より現職。専門は相続・事業承継の事前対策で、年間約20~30件の相続・事業承継セミナーの講師を務める。2022年度早稲田大学商学部招聘講師、明治大学寄付講座講師。

2022年度MDRT TOT会員。1級ファイナンシャル・プランニング技能士。社長杯入賞18回(※社長杯:プルデンシャル生命保険の社内コンテスト)

特技は『動物占い』。

セミナー等のイベント実施に当たり、皆様に安心してご参加いただけるよう、適切なコロナ感染症対策をとります。会場参加の皆様にも、マスクの着用、アルコール製剤による手指消毒、非接触型体温計での検温及び体調等に関する確認にご協力をお願いいたします。

(※当日に、熱または咳の症状がある方や体調のすぐれない方は参加をお控えいただきますようお願いいたします。)

<お問い合わせ・申込先> 公益社団法人顔と心と体研究会 事務局

Tel: 03-3350-1035 (月~金 9:30~18:00 土日祝休み) Fax: 03-3350-0176

E-mail: info@kaokorokarada.org ホームページ: <https://www.kaokorokarada.org>

